

国民年金保険料の納付が困難になったら 免除・猶予の申請を

☎ 住民課国保・年金係 ☎ 0943-32-1112



国民年金では「老齢」「障害」「遺族」の3つの基礎年金^{※1}が皆さんの生活を保障しています。しかし保険料の未納が続くと、これらの年金が受けられなくなる恐れがあります。

国民年金を受給するためには、受給資格期間^{※2}が10年以上必要です。未納期間は受給資格期間に反映されません。

何らかの事情で納付が困難になったときは、未納のままにせず、保険料の免除・猶予を申請ください。

※1 障害・遺族基礎年金の受給には納付要件あり

※2 国民年金、厚生年金、共済組合の保険料納付期間と、保険料の免除・猶予期間の合計

免除

申請者とその配偶者、世帯主それぞれの前年所得（申請月によっては前々年所得）が基準以下であれば、所得に応じて保険料が一部または全額免除されます。

一部免除（4分の3、半額、4分の1）の場合、残りの保険料を納付しないと、全額未納として受給資格期間に反映されません。

免除区分や期間に応じて、年金受給額は減額されますので、ご注意ください。

猶予

50歳未満の申請者とその配偶者の所得が基準以下であれば、保険料の納付が猶予されます（納付猶予）。

20歳以上の学生の場合は、在学中の保険料の納付が猶予されます（学生納付特例）。ただし、一定以上の所得がある学生は、猶予できないことがあります。

納付猶予、学生納付特例は、10年以内に追納がなければ、年金受給額に反映されません。

免除・猶予の申請

前年度に申請した人も、改めて申請が必要です（全額免除または納付猶予に当たっては、継続を希望していた人を除く）。過去の未納期間も申請できる場合があります。次のものを持参し、国保・年金係で申請ください。

● 印鑑（シャチハタ不可、

本人申請の場合は不要）

● 基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの

● 離職票または雇用保険受給資格者証（失業により申請する場合）

● 学生証のコピーまたは在学証明書（学生納付特例を申請する場合）

保険料の追納

国民年金保険料は通常、納期から2年を過ぎると納付できなくなりますが、免除・猶予を受けた期間が10年以内であれば、保険料を後で納付することができます（追納制度）。

納付月から2年を過ぎた場合、次年度から加算金がかかります。早めに追納し、年金の満額受給につなげましょう。

老齢基礎年金の減額

老齢基礎年金額は、保険料を40年間納めた場合の満額が781,700円（令和2年度）です。しかし、未納や免除・納付猶予などの期間がある場合、その月数に応じて減額されます。



国民健康保険被保険者証が8月から新しくなります

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、令和2年7月31日です。8月1日から使える新しい保険証は、7月中旬～下旬、簡易書留で発送します。

保険証は国民健康保険に加入していることを証明する大切なものです。汚したり、紛失したりすることがないように保管ください。

※国民健康保険税の滞納があると、新しい保険証を送付できない場合があります。

▶臓器提供意思表示欄にご記入を
保険証の裏面にある「臓器提供意思表示欄」を記入すると、臓器移植に対する自分の意思を示すことができます。詳しくは(公社)日本臓器移植ネットワーク(☎0120-78-1069)へお問い合わせください。

☎住民課国保・年金係 ☎0943-32-1112

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」も8月から新しくなります

医療費の窓口での自己負担を限度額までに行ける「限度額適用認定証」と、入院時の食事代が減額される「標準負担額減額認定証」も8月から新しくなります。引き続き交付を希望する人は、国保・年金係で申請ください。

[必要はの] 印鑑、国民健康保険被保険者証、マイナンバーカード

[対象] 限度額適用認定証：国保加入者（70歳以上の人は、世帯主と世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人、または同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の国保加入者がいる人）

標準負担額減額認定証：国保加入者で、世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人

※医療保険適用の高額な治療を受けている人など、必要な人だけ申請ください。

※適用区分「オ」または「低II」の限度額適用認定証、標準負担額減額認定証をお持ちで、過去12か月以内の入院日数が90日を超えている人は、入院時の食事代がさらに減額される場合があります。



後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証（うすむらさき色）の有効期限は、令和2年7月31日です。8月1日から使える新しい保険証（水色）は、7月下旬に発送します。※後期高齢者医療保険料の滞納があると、通常より短い有効期間の保険証を窓口でお受け取りいただく場合があります。

▶自己負担割合のご確認を

保険証には、前年中の所得をもとに判定した、医療費の自己負担割合（8月～翌年7月分）が記載されています。通常は1割ですが、同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる場合、3割となります。

ただし、次のいずれかにあてはまる場合、自己負担割合を1割

☎住民課国保・年金係 ☎0943-32-1112

にすることができます（要申請）。

- ・同じ世帯の被保険者が2人以上で、被保険者全員の収入の合計額が520万円未満である
- ・同じ世帯の被保険者が1人で、

被保険者の収入が383万円未満である

- ・同じ世帯の被保険者が1人で、同じ世帯にいる70～74歳の収入との合計額が520万円未満である

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」も8月から新しくなります

医療費の窓口での自己負担を限度額までに行ける「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」も8月から新しくなります。8月1日から使える新しい認定証は、7月下旬、保険証とは別に発送します。7月31日までに認定証を発行していない人、認定区分が変更になる人には送付されません。

[対象] 限度額適用認定証：負担割合が3割かつ所得が一定額未満の人
限度額適用・標準負担額減額認定証：世帯全員が住民税非課税の人